

作成日:令和5年7月1日

更新日:令和7年4月1日

文化・スポーツ担い手強化応援補助金

1. 文化・スポーツ担い手強化応援補助金とは

少子化の進展や、進学を機に島外への転出による若年層の人口流出により、青少年の地域とのつながりが希薄化し、地域全体の活力低下が懸念されるなかで、地域で活動する文化団体やスポーツ団体の担い手が減少している現状があります。

地域活動を振興するためにも、将来の文化・スポーツ団体の担い手となる青少年を確保し、活動体制の強化が必要です。今後、中学生を含めた若年層の市民が、団体の担い手として地域で活動することを応援するため、団体の活動に必要な経費を助成する補助金を交付します。

2. 補助制度の概要

① 対象団体

市内において活動する文化、スポーツに携わる団体であって、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の担い手となる人材を確保し、活動体制の強化に取り組むため継続した活動を続ける団体

② 対象事業

持続可能な活動に繋げるために各種団体において必要な活動にかかる経費。

・ イベント等実施に係る経費

各団体の新たな担い手として中学生を含めた会員を獲得するために必要なイベント等の経費。

・ 活動備品等支援経費

市内で既に中学生を含めた会員を受け入れて活動している団体や中学生を含めた会員からの参加希望の申し出があり、受け入れ準備を行っている団体が受け入れの準備に必要な経費。

③ 補助金額

1 団体あたり、予算の範囲内で補助対象経費 **15万円** を限度

※ 15万円を下回るときは「実績額」となる。

※ 補助率は 10 / 10

但し、活動備品等支援経費に係る交付申請が 2 回目以上の団体に対する補助金の額の上限については、

交付申請が 2 回目の団体 10 万円

交付申請が 3 回目の団体 5 万円

④ 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

⑤ 対象経費

対象経費例は次のとおりです。※詳細についてはお問い合わせください。

◆ イベント等実施に係る経費

報償費	イベント等実施に当たっての技術指導、大会運営に係る謝礼等
消耗品費	イベント等実施に必要な消耗品購入費
印刷製本費	イベントや会員募集に係るチラシ、ポスター制作等広報費用
委託費	イベント等の警備委託費、舞台設営費用
使用料・借上料	イベント等の会場使用料、機材借上料

◆ 活動備品等支援経費

消耗品費	会員の受け入れに必要な消耗品購入費 (ボール、和太鼓用バチ等)
備品購入費	会員の受け入れに必要な備品購入費 (スポーツ用具、競技用タイマー、和楽器スタンド、譜面台等)
市長が必要と認める費用	受け入れ会員の指導に必要な資格取得費用 (当該資格取得に係る旅費を除く。)

⑥ 対象外経費

- ・用品代のうち、ユニフォーム等個人に帰属する経費
- ・単なる懇親目的のもの(例:懇親会、親睦旅行等)
- ・各種大会出場のための交通費(練習試合も含む)
- ・飲食代等(弁当代・お茶・お酒類等)
- ・会員の受け入れに関連しない公認資格の取得に係る経費
- ・各種協会への個人または団体登録費用
- ・保険代
- ・宗教行為に係る経費

⑦ 交付の流れ

【事前相談】 文化等団体 → 社会教育課 へ相談

スポーツ団体 → スポーツ青少年課 へ相談

【補助金申請】 申請書、事業計画書兼予算書を各担当課へ提出

※中学生を含めた青少年の受け入れに伴う参加（予定）者名簿等を提出する。

書類審査（審査基準）

① 実行	実行体制は整っているか	5点
② 計画	事業計画、予算計画は適切か	5点
③ 効果	事業を実施するにあたり、期待される効果	5点

※ 審査基準により審査を行い認定する。

※ 審査結果については、認定、不認定に関わらず申請団体に通知します。

※ 原則は精算払いとなりますが、概算払いも可能です。

【交付決定】 市より補助金交付決定通知書を送付します。

また、実績報告提出の案内も同封します。

【実績報告】 3月31日までに実績報告書等を提出

事業完了後、30日以内に以下の書類を担当課へ提出

実績報告書、収支決算書、口座振込申込書、請求書、参加希望届（写し）等

⑨ その他

学校部活動地域連携・移行に関連して「中学生の受け入れ可能団体」として登録いただける方は、担当窓口へ連絡いただければ、市内の中学生に随時紹介させていただきます。詳細については、お問合せください。

【お問い合わせ先・提出先】

南あわじ市市善光寺22番地1 南あわじ市役所第2別館2階

南あわじ市教育委員会

(文化・芸術団体)：社会教育課 TEL43-5232 Fax43-5332

(スポーツ団体)：スポーツ青少年課 TEL43-5234 Fax43-5334